

### 制度の概要

多胎妊娠を理由に、規定の14回を超えて妊婦健康診査を受診される方が、医療機関で妊婦健康診査を受診した際に自己負担をした妊婦健康診査料（保険適用外分）について、1回あたり10,000円（5回まで）を上限に長野市から受診者へ返金をする制度です。ご出産後、以下の書類をご提出ください。

**申請窓口** 長野市保健所健康課

**必要書類** 書類は、出産後90日以内にご提出ください。  
（期間内に間に合わない事情がある方はご相談ください。）

1. 長野市多胎妊婦一般健康診査料請求書	請求者は受診者本人としてください。 請求額は未記入のままご提出ください。 振込先は受診者本人名義の口座をご記入ください。（振込先名義人が本人以外の場合は「委任状」が必要です。）
2. 母子健康手帳のコピー	受診した日及び医療機関が分かるページ 長野市の母子健康手帳では、「妊娠中の経過」（8～9ページ）です。
3. 医療機関発行の領収書（原本）・診療明細書（ある場合）	原本は、確認後お返しいたします。

申請後、審査により償還年月日及び金額が決まり次第、長野市から決定通知書を送ります。指定した口座への入金をご確認ください。  
（お支払いまで申請から1か月程度かかります。）

### 手続きに関する注意事項

1. 妊婦健診の実際にかかった費用が対象です。1回あたり10,000円（5回まで）が支払上限額です。
2. 領収書は、受診者の氏名や医療機関名が確認できるものを提出してください。
3. 申請した内容が全て補助対象であるとは限りません。領収書等で検査項目等を確認できない場合、受診した医療機関や助産所に確認する場合がありますのでご了承ください。補助額は審査により決定されます。
4. 長野市に住所がある間の受診が対象です。住民票が長野市外にあった期間の受診分は対象にはなりません。住所地の市町村へお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

〒380-0928 長野市若里6丁目6番1号  
長野市保健所健康課母子保健担当  
電話 (026) 226-9963

長野市ホームページ  
(<http://www.city.nagano.nagano.jp/>)  
からも請求書を印刷できます。トップページのサイト内検索で「多胎妊婦健診」と入力してください。